

国不地第8号  
令和3年6月30日

各地方整備局等不動産鑑定業担当部長 様  
各都道府県主管部局長 様

国土交通省不動産・建設経済局地価調査課長

国土交通大臣に対する不動産鑑定業者の登録申請等に係る  
都道府県経由事務の廃止等について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第44号）（令和3年5月26日公布、令和3年8月26日施行）により、審査の円滑化による申請者等の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減のため、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号。以下「法」という。）が改正され、次の事務が廃止となります。

- ・不動産鑑定業者の登録申請等に係る都道府県経由事務
- ・国土交通大臣の登録を受けた不動産鑑定業者に係る不動産鑑定業者登録簿等の都道府県における供覧事務

つきましては、経由事務及び供覧事務の廃止に係る事務等の取扱いを下記のとおり通知いたしますので、貴職におかれましては、十分留意頂き、事務処理等に当たっては遺漏のないよう措置願います。

記

- 2以上の都道府県に事務所を設け不動産鑑定業を営もうとする者及び国土交通大臣の登録を受けた不動産鑑定業者（以下「登録申請者等」という。）は、令和3年8月26日以降、以下の書類について、登録申請者等の住所地を管轄する地方整備局等へ直接、郵送又は持ち込みにより、書類を提出すること。
  - ・登録申請書及びその添付書類（法第23条及び不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和39年建設省令第9号。以下「省令」という。）第28条、第29条、第30条関係）
  - ・登録換えに係る申請書（法第26条及び省令第33条関係）
  - ・変更登録申請書（法第27条及び省令第31条関係）
  - ・廃業等の届出書（法第29条関係）
- 国土交通大臣の登録を受けた不動産鑑定業者に係る不動産鑑定業者登録簿等（以下「大臣業者登録簿等」という。）の都道府県における供覧事務を廃止すること。

(法第 31 条及び不動産の鑑定評価に関する法律施行令第 3 条関係)

※地方整備局等における大臣業者登録簿等の供覧事務は引き続き実施

**【参考送付】**

- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 44 号）新旧対照条文
- ・建築士法施行令及び不動産の鑑定評価に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 182 号）新旧対照条文

問合せ・連絡先

国土交通省不動産・建設経済局地価調査課 担当 葛貫（くずぬき）

03-5253-8111（内線 30323）、直通 03-5253-8377 [kusunuki-k2nn@mlit.go.jp](mailto:kusunuki-k2nn@mlit.go.jp)